市内の事業者を応援!!

問合せ・相談
市役所商工労政観光課商工労政係 ☎32-1841

融資・助成制度

中小企業融資事業

【対象者】
市内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を1年以上営む中小企業者で、市税などの滞納がないこと。

【融資内容】

短期運転資金
融資額　1,000万円
返済期限　1年以内
融資利率　0.2%+長期プライムレート

長期運転資金
融資額　1,000万円
返済期限　7年以内
融資利率　0.3%+長期プライムレート

設備資金
融資額　3,000万円
返済期限　10年以内
融資利率　0.5%+長期プライムレート

【保証料の補給】
当該融資につき保証協会の信用保証料の全額を補給(短期運転資金を除く)

【利子補給額】
融資利率の2分の1を補給
※1%を限度とし、最初の5年間のみ

店舗整備魅力向上事業助成金

店舗の新築・改装または空き店舗の改装をしようとする事業者を支援します。

【対象者】
従業員10人未満の個人または法人の商業者
※空き店舗改装に対する助成を受ける場合は、市に空き店舗情報として登録していただくことが条件となります。

【対象経費】
次の区分に要する10万円以上の経費が対象となります。
- 店舗新築
- 店舗外観の改装
- 店舗内装の改装

※一部備品も可

【助成金額】
いずれも対象経費の2分の1以内で、次の金額まで助成します。

新築	200万円まで
外観の改装	50万円まで
内装の改装	50万円まで

チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業補助金

新製品開発をしようとする企業・団体を支援します。

【対象者】
中小企業者または規約が定められている任意団体など

【助成額】
新製品開発に要する経費の3分の2以内で100万円まで
※複数年事業は3年以内で各年50万円が限度

起業支援事業補助金

【対象者】
市内に事業所を設置し、通年で営業する事業を起業する方(中小企業者、中小企業団体)

【補助対象】
事業所などの建築費(増改築含む)
設備および備品の購入費
広告宣伝費

【補助金額】
対象経費の2分の1以内で300万円まで

赤平市企業振興促進事業

赤平市における企業振興のため、市内に工場や特定施設を新設、増設または機械などを更新する事業に課税の免除および助成を行ない、経済の発展と雇用拡大を図ります。

【対象の事業所】
工場…物の製造、加工または修理を行なうための施設
特定施設…製品などの開発を行なう試験研究施設、農林水産関連施設、ソフトウェアハウス、宿泊施設、医療福祉施設、スポーツ施設、教育文化施設、観光施設

【課税免除および助成措置対象など】
赤平市内に立地する工場があり、新設または増設の投資額が1,500万円以上、これに伴って新規雇用者が3名以上であること。
※ただし、機械および装置・工具などの更新事業に限り、新規雇用者が1名以上であること。

【課税免除】
固定資産税を5年間全額免除

【投資額に対する助成】
新設・増設・更新にかかる投資額の10%に相当する額
※交付は1回限り(5,000万円が限度)

【雇用に対する助成】
新設・増設・更新にかかる雇用者(市内居住者に限る)1人に対し50万円
※交付は1回限り(5,000万円が限度)

【用地取得に対する助成】
新設・増設するとき、市内用地の取得にかかった費用の30%に相当する額
※交付は1回限り

ひとり親家庭助成事業

問合せ・申込み
子ども未来・医療給付係☎32-2216

ひとり親家庭 入学支度金助成事業

ひとり親家庭に対し、子どもの入学時に「まごころ商品券」を交付して入学準備を支援します。

【対象者】
市内に住所があり、児童扶養手当を受給している、ひとり親家庭の父または母および養育者で、次のすべてに該当する方。
- 令和5年4月に小学校・中学校・高等学校に入学する子どもを持つ方
- 生活保護を受けていない方
- 児童が小規模住居型児童養育事業や里親に委託されていない方
- 児童福祉施設に入所していない方

【助成内容】
一人につき次の額の「まごころ商品券」を支給します。
- 小学校入学　3万円
- 中学校入学　5万円
- 高等学校入学　7万円

※令和5年度対象と思われる方には、4月末に手紙でご案内していますが、ご案内が届いていない方は、お問い合わせください。

【受付期間】
5月1日(月)～5月31日(水)
(土日・祝日は除く)

ひとり親家庭 家賃助成事業

ひとり親家庭で、借家・民間賃貸住宅に居住している方に「まごころ商品券」を交付します。

【対象者】
市内に住所があり、児童扶養手当を受給している、ひとり親家庭の父または母および養育者で、次のすべてに該当する方。
- 生活保護を受けていない方
- 児童が小規模住居型児童養育事業や里親に委託されていない方
- 児童福祉施設に入所していない方
- 民間賃貸住宅助成事業の助成対象世帯に該当しないこと

【助成内容】
- 家賃の月額から、住宅手当を除いた金額の2分の1(上限1万円)の額の「まごころ商品券」を交付します。

【受付期間】
随時受け付けています。
※準備していただくものがありますので、事前にご確認ください。